平成２５年（フ）第４８３号
埼玉県越谷市大字袋山229番地　小林コーポ201号
債務者　吉田　晴夫
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２５７号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口461番地２コーポキャッスル６号
債務者　千葉　正治
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２８５号
盛岡市本宮３丁目15番26号　百万石本宮Ⅱ号館､前住所盛岡市箱清水１丁目37番13号､前々住所岡山県玉野市長尾2116番地
債務者　欠端　良昭
法定代理人保佐人　欠端　和弘
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５７号
山形県酒田市寺田字道ノ上112番地、前住所東京都八王子市元本郷町４丁目５番３号　エイワレジデンス203号
債務者　齋藤　勝義
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第６２号
山形県酒田市下安町12番地の３　シンフォニーハイツ202号
債務者　今野　正廣
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第３２５号
群馬県前橋市下細井町286番地　金子住宅
債務者　小川　美廣
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２２号
群馬県高崎市菅谷町20番地91　ハイツ福田202号
債務者　佐藤　美香
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第９４３号
埼玉県南埼玉郡宮代町百間６丁目612番地７
債務者　澁木　　仁
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９４４号
埼玉県南埼玉郡宮代町百間６丁目612番地７
債務者　吉田　美希
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４３号
さいたま市岩槻区大字釣上新田1491番地７
債務者　笹原　宏史
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０５号
埼玉県戸田市美女木６丁目２番地の３　ファーストロジコム303号室、旧住所埼玉県戸田市笹目７丁目14番地の２
債務者　古田　唯志
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０６号
埼玉県戸田市美女木６丁目２番地の３　ファーストロジコム303号室、旧住所埼玉県戸田市笹目７丁目14番地の２
債務者　五十嵐　唯（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５２６号
埼玉県川越市小仙波町４－６－１レオパレスＭＫアパートメント111号室、住民票上の住所福岡県筑紫郡那珂川町西隅４丁目４番10号
債務者　横関　由衣
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５４０号
埼玉県日高市大字南平沢208番地３
債務者　日野まゆみ
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５４５号
埼玉県川越市南台２丁目12番地８　レオパレス南大塚203号室
債務者　矢野香代子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５４６号
埼玉県ふじみ野市西原１丁目１番地47コスモスサーティ103
債務者　竹内　京子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５５０号
埼玉県ふじみ野市清見２丁目５番地10
債務者　竺原　正宗
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日までさいたま地方裁判所川越支部